

平成26年度 入札・契約制度の特例措置について

(平成26年4月1日から以下のように制度・取扱いが変更になります。)

昨年度より実施しています入札・契約制度の特例措置について、公共工事の適正かつ円滑な施工確保のために、下記のとおり当面の間、実施します。

なお、下記取扱いは、平成26年4月1日以降、公告又は指名を行う案件から実施します。

記

1. 入札参加者が2者に満たない場合の取扱いについて

現在、本市で実施している一般競争入札において、原則として地域性を考慮しない案件については、入札参加者が1者以上で成立としておりますが、**平成26年4月1日以降発注の案件から当面の間、すべての案件（工事及び工事に係る委託業務）について、入札参加者が1者以上で成立とします。**

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市総務部契約課（工事担当）
電 話 089-948-6453・6454
F A X 089-934-1767